【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2025年10月29日

【会社名】 日本スキー場開発株式会社

【英訳名】 Nippon Ski Resort Development Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 周平

【本店の所在の場所】 長野県北安曇郡白馬村大字北城6329番地1

【電話番号】 0261-72-6040

【事務連絡者氏名】 法務コンプライアンス本部長 森口 伸孝 【最寄りの連絡場所】 長野県北安曇郡白馬村大字北城6329番地 1

【電話番号】 0261-72-6040

【事務連絡者氏名】 法務コンプライアンス本部長 森口 伸孝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2025年10月18日開催の当社第20回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の 5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するもので あります。

2【報告内容】

- (1) 当該株主総会が開催された年月日 2025年10月18日
- (2) 当該決議事項の内容
 - 第1号議案 剰余金の処分の件

当社普通株式1株につき、金3.5円の期末配当を実施するものであります。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、鈴木周平、岩本竜二郎、高柳寛樹、渥美謙介、草本朋子、荒木隆司及び山田哲氏の7 名を選任するものであります。

第3号議案 取締役の報酬等の額改定に関する件

年額150百万円以内から額300百万円以内(うち社外取締役分60百万円以内)に改定するものでありま

第4号議案 ストック・オプションとしての新株予約権発行の件 当社の取締役(非業務執行取締役を除く)及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企 業価値をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与すること及び募集 事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

総議決権個数 : 458,980個 議決権行使個数 : 372,084個

決議事項		事前行使の状況				当日出席を含めた賛成		
		賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	無効 (個)	個数 (個)	賛成率	決議の結果
第1号議案 剰余金の処分の件		40,585	521	399	0	367,600	98.7%	可決
第2号議案 取締役7名 選任の件	鈴木 周平	38,650	2,456	399	0	365,665	98.2%	可決
	岩本 竜二郎	40,453	653	399	0	367,468	98.7%	可決
	高柳 寛樹	40,429	677	399	0	367,444	98.7%	可決
	渥美 謙介	40,085	1,021	399	0	367,100	98.6%	可決
	草本 朋子	40,385	721	399	0	367,400	98.7%	可決
	荒木 隆司	40,224	882	399	0	367,239	98.6%	可決
	山田 哲	40,103	1,003	399	0	367,118	98.6%	可決
第3号議案 取締役の報酬等の額改定に関する件		38,659	2,447	399	0	365,674	98.2%	可決
第4号議案 ストック・オプションとしての新株予約権 発行の件		38,135	2,971	399	0	365,150	98.1%	可決

注1.各議案の可決要件は以下のとおりであります。

第1号議案及び第3号議案

出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権 の過半数の賛成であります。

第4号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

- 注 2 . 「当日出席を含めた賛成」の個数は、「本株主総会前日までの事前行使による賛成」の個数と「当日出席の一部 の株主から各議案に関して確認できた賛成」の個数を合計したものであります。
- 注3.「賛成率」は、「当日出席を含めた議決権行使総数」に対する「当日出席を含めた賛成」の個数の比率であります。
- (4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会の前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主による各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため本株主総会当日に出席した株主の議決権の数の一部を加算しておりません。

以上